

入札説明書

波佐見町

1 入札内容

- (1) 工事番号 4庁第1号
- (2) 工事名 波佐見町新庁舎建設工事
- (3) 工事場所 東彼杵郡波佐見町宿郷地内
- (4) 工期 本契約締結日から令和5年8月31日まで
- (5) 工事概要 庁舎建設工事

- ・用途 庁舎
- ・構造 鉄筋コンクリート造
- ・階数 地上3階建
- ・延床面積 3,357.34 m²
- ・建築面積 1,380.56 m²

工事内容

- ・建築工事 一式
- ・電気設備工事 一式
- ・機械設備工事 一式
- ・昇降機設備工事 一式
- ・倉庫棟工事 一式
- ・外構工事 一式

2 入札執行に関する事項

- (1) 入札日時 令和4年5月20日(金) 午後1時15分
- (2) 入札場所 波佐見町役場第4会議室(東彼杵郡波佐見町宿郷660番地)

3 入札参加資格

入札公告「3 入札参加資格」による。

4 入札方法

- (1) 入札書は、様式第8号のとおりとし、入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則に定める様式によること。
- (2) 1回目の入札に際し、工事費内訳書(提出範囲は設計図書の「2.参考資料」のうち「入札会時提出分」とする。)を提出すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札書提出前に入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑を訂正箇所を押印すること。なお、入札金額の訂正は不可とする。また、入札書の提出後は、書き換え、撤回することができない。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がない場合は、直ちに再度入札を行う。
- (6) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (7) 代理人が入札する場合は、本人の委任状(様式第7号)を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要である(委任状は入札会開始後、入札書の投函前に提出を求める)。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金
免除

(2) 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の10以上。ただし、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

6 入札の無効

入札公告「9 入札の無効」による。

7 開札及び落札者の決定方法

- (1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札及び開札日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、再度の入札を行う予定ですのでご出席願います。
- (4) 入札回数は2回目までとするが、2回目以降の入札金額についても入札室から退室しての本社との協議等は出来ないため2回目までの金額についても委任を受けておくこと。2回までに決定しない場合は町が定める基準以内で最低入札価格を入札した者と見積の協議をその場で行うので見積額も準備しておくこと。なお、2回目以降を辞退する場合でも終了まで退席できないものとする。

8 契約書の作成等

- (1) 波佐見町契約に関する規則（昭和39年規則第7号）第19条により契約書を作成するものとする。
- (2) 契約書は落札決定の日から7日以内（土日祝含む。）に作成し、契約担当部局へ提出すること。
- (3) 落札者決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加資格の資格制限、指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。
- (4) 本工事に係る請負契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第12号）第2条の規定に基づく議会の議決に付さなければならないため、落札後に仮契約を締結し、当該議決を経た後に本契約に移行するものとする。仮契約締結後、町議会の議決までに落札者が入札参加の資格制限、指名停止を受けた場合は仮契約を解除する。

9 その他

- (1) 入札参加申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、町の指名停止基準により指名停止となる場合があります。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも町民の信頼を失うことのないよう努めてください。

10 当該契約事務に関する担当部局

波佐見町企画財政課財政管財班
〒859-3791 東彼杵郡波佐見町宿郷 660 番地
電話：0956-85-8400（直通）
FAX：0956-85-5581
メール：zaisei@town.hasami.lg.jp